

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第365号）

〔 中核市との委託契約に係る領収書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和4年11月16日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年5月24日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
動物愛護管理センターが中核市に請求した委託料を執行した領収書すべて
- 2 令和3年6月4日付けで、大阪府動物愛護管理センター所長の職にある職員に権限を委任する規則（平成29年大阪府規則第92号）第3条第2号の規定により諮問実施機関から権限を委任された大阪府動物愛護管理センター所長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。
 - （1）本件行政文書
平成29年8月から現在までの領収書（狂犬病予防関係費に係る支出）
 - （2）公開しないことと決定した部分
 - ア 事業者の法人情報のうち担当者氏名、印影
 - イ 大阪府職員の患者番号、ID番号
 - ウ 事業者の法人情報のうち口座情報
 - （3）公開しない理由
 - ア、イ 条例第9条第1号に該当。
本件行政文書の非公開部分には、法人担当者の氏名・印影、大阪府職員の患者番号・ID番号が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。
 - ウ 条例第8条第1項第1号に該当。
本件行政文書の非公開部分には、法人口座情報が記録されており、これを公にすることにより、当該法人の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
- 3 令和3年6月18日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成

26年法律第68号) 第2条の規定により、諮問実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第三 審査請求の趣旨及び主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

当方が請求したのは「動物愛護管理センターが中核市に請求した委託料を執行した領収書すべて」であり、大阪府に存在するもののみを請求したのではない。おそらく今回の開示は送致する際の業者が発行した領収書を指しているのであろうがそれ以外存在していないことが常識的ではなく会計行為上領収書は発行義務があり、大阪府は法人であるため中核市に請求した金額のすべてに対して透明化を図る開示を求める。

2 反論書における主張

今回は対象となった文書の非公開通称黒塗りの開示を求めているのではない。

大阪府は支払い情報をホームページにて公開している。とあるが(これはサイトの相違だと思うが、)それは大阪府の自己申告に過ぎない。当方が求めているのは大阪府の支払い全体ではなく中核市を特定とする実費報告を証明する領収書である。狂犬病予防法に係る運搬のみではなく動物愛護に関する飼養(餌代等)、管理(薬代等)に対する実費の領収書である。大阪府のローカルルールではなく「民法486条、領収書を発行する義務」違反である。

この件に対して問合せをしたところ、大阪府の担当者は「(委託費を)使用した領収書はあるが使用していないものにはない。」と回答している。また枚方市に同じ審査請求をしたが大阪府の派遣職員である担当課長は大阪府からの領収書は提示されていない。と回答している。つまり実質使用されていない行為があると大阪府の担当者は言っており領収書は出せないことになる。

今回の弁明書は論点ずらしである。もって、反論する。

3 口頭意見陳述における主張

- (1) 審査請求書及び反論書に記載したとおりで、新たな意見はない。
- (2) 本日(8/16)、領収書のコピーを受け取ったが、ほとんどセンター職員の予防接種のために執行されている。府のルールでは問題ないのかもしれないが、社会的には通用しないだろう。なぜ、府職員の予防接種の代金を中核市がまかなっているのか疑問である。
- (3) 犬猫の治療費等の領収書が全くない。府が中核市から来た動物の一匹一匹についていくらかかったかの報告を中核市に提出していないということが問題である。中核市ももらっていないと言っている。収容が0のときもある。中核市と合意して契約しているから問題ないということではなく、「財務会計上の問題」を指摘している。領収書に代わる実務報告書がないのは、経理上ありえない。
- (4) 処分庁が、審査請求書の「おそらく今回の開示は送致する際の業者の発行する領収書を指しているのであろうが」という記載について、審査請求人が審査請求を行った時点では本件決定に関する文書の閲覧、受理も行っていない段階での憶測に基づく指摘であるうえ

に、指摘内容自体も誤ったものと主張したことに対し、審査請求人は、以前、同じ内容の行政文書公開請求をしたときに公開された領収書が今回も公開されると考え、記載したと説明した。

第四 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

本件審査請求では、審査請求人は令和3年7月17日付けの反論書でも、「対象となった文書の非公開通称黒塗りの開示を求めているのではない」と述べており、「求めているのは中核市を特定とする実費報告を証明する領収書」であり、「動物愛護に関する飼養（餌代等）、管理（薬代等）に対する実費の領収書」としている。

実施機関は、行政文書公開請求書に記載の「動物愛護管理センターが中核市に請求した委託料を執行した領収書すべて」に対し、府の財務規則で領収書が必要と定められているものについては全て徴収しており、対象となる全ての領収書を公開している。

府は中核市からの受託金を執行しているのだから、中核市に対して領収書を発行していないことが違法、不当であるとの審査請求人の主張に対する実施機関の説明内容に、不自然・不合理な点は認められず、実施機関が本件請求文書について行った部分公開決定の処分に違法性や不当性を認めることはできない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 審査請求人から提出された、本件請求によると、「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として、「動物愛護管理センターが中核市に請求した委託料を執行した領収書すべて」と記載されていた。

平成29年8月に開所の実施機関は、中核市に請求した委託料を狂犬病予防関係費の特定財源として、犬猫の引取りや、譲渡までの飼養管理、処分等のための施設、設備を有していない中核市から業務を受託するための経費として歳入している。そのため、平成29年8月から現在までに執行した狂犬病予防関係費の存在する全ての領収書を、条例第13条第1項の規定により令和3年6月4日付けで部分公開決定を行ったものである。

なお、審査請求人は令和2年9月5日（受付番号第899号）に本件請求内容を包含する請求を行っており、その際も本件決定と同様に全ての領収書を公開決定したが、審査請求人は公開文書の閲覧・受理を行わず、不服申立も行われていない。

(2) 審査請求人は「会計行為上領収書は発行義務がある」旨を主張しているが、大阪府の財務規則で領収書が必要と定められているものについては、全て徴収しており、本件決定では対象となる全ての領収書を公開している。

審査請求人は本件決定の公開文書の閲覧・受理を行っていないにもかかわらず、「おそらく今回の開示は送致する際の業者が発行した領収書を指しているのであろうが」と指摘するが、本件決定にその指摘はあたらない。

また、「大阪府は法人であるため中核市に請求した金額のすべてに対して透明化を図る開示を求める」と主張しているが、大阪府では従来から全ての支払情報をホームページで公開している。

3 結論

以上のとおり、本件決定については、適正に行っており、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものであることから、本件審査請求について棄却を求める。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求書には、審査請求の趣旨として、本件決定の取消しを求める旨の記載はないが、「中核市に請求した金額のすべてに対して透明化を図る開示を求める」旨主張しており、審査請求人は、本件決定により公開された文書以外にも対象の文書が存在し、本件決定の内容に不服があるとして、本件審査請求を行ったものと考えられる。したがって、本件審査請求は、本件決定の取消しを求めているものと実施機関が解したことについては、一定の合理性が認められる。よって、当審査会は本件審査請求を適法なものとして、本件決定の妥当性について判断する。

(1) 業務委託契約について

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条及び第36条において、

犬及び猫の引取りに関する業務及び負傷動物等の収容等に関する業務は、都道府県、指定都市及び中核市の業務とされている。

大阪府内の中核市のうち、高槻市、豊中市、八尾市、寝屋川市及び吹田市（以下「中核5市」という。）は、当該業務について、実施機関を受注者とする委託契約を締結しており、委託料の額については、当該業務に必要な大阪府全体の費用の総額を算出した上で、①中核5市からの委託に係る業務について、大阪府内のその他の区域の業務と区分することができないものは、それぞれの中核市の世帯数による按分で積算している経費、②中核5市それぞれから回収した動物の殺処分数の実績で按分できる経費及び③中核5市それぞれからの回収回数の実績により按分できる経費を求め、それらと消費税との合計により算定されている。

また、当該契約において、実績に応じて委託料を精算する旨の規定は設けられておらず、実績報告については、毎月の実績報告書を翌月に提出し、当該年度の業務が完了したときは完了届を提出することとされている。

なお、当該契約の履行に関する実施機関の支出に係る領収書の提出については定められておらず、実施機関は、中核5市から当該領収書の提出を求められたことはないとのことであった。

（2）領収書の徴取について

大阪府における費用の支払方法について、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第113条第2項では、口座振替によることができる債権者から支出命令者に申出があったときは、その方法によらなければならないと規定されており、領収書の徴取までは求められていない。

一方、支払時に領収書の徴取が必要とされるのは、資金前渡職員が現金支払を行う場合（財務規則第44条並びに小口支払基金の管理に関する規則（昭和55年大阪府規則第45号）第7条及び第8条第3項）や、受取人に小切手を交付する場合（財務規則第115条）など限定的なものである。

（3）判断について

第三の2に記載のとおり、審査請求人は、中核市を特定とする実費報告を証明する領収書及び動物愛護に関する飼養（餌代等）、管理（薬代等）に対する実費の領収書の公開を求める旨主張する。

実施機関に確認したところ、費用の支払は、ほとんどが口座振替によるものであり、犬・猫の回収及び運送業務委託の費用並びに薬品・えさの購入費用等の支払についても、原則、口座振替の方法により行っているため、領収書を徴しておらず、一方、実施機関の職員の予防接種に係る費用や時間貸し駐車場の料金など、口座振替では支払ができず、現金による支払が必要な場合は、都度領収書を徴しているとのことであった。

この点、実施機関の支払時における領収書の徴取については、（2）で述べた財務規則に則った適切な取扱いがなされていると考えられ、また、中核5市との契約上、領収書の提示も求められていなかったことから、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件請求に対し、当該業務に係る領収書は現金支払を行った分のみであるとした本件決定は

妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、委託を受けた中核市に対して、実施機関が領収書を発行していないとして、民法第486条違反である旨主張しているが、この点については、当審査会で判断するのは本件決定が妥当であるか否かであるから、審査請求人の主張は審査の対象とならない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季